

しまね県大政経塾 規約

(名称)

第 1 条 本団体は、しまね県大政経塾(略称:PDC)と称する。

(所在地)

第 2 条 この団体を次の所在地に置く。

島根県浜田市野原町 2433-2 島根県立大学内

(構成員)

第 3 条 この団体の構成員は島根県立大学に在籍する生徒をもって構成する。

なお、構成員の加入及び脱退については随時可能とする。

(目的)

第 4 条 本団体は、日本や先進諸国家の政治や経済について調査・研究をし、調査や研究の成果を広く社会に還元して社会的啓蒙活動を行うことを目的とする。

(会計)

第 5 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月末日に終了するものとする。

(部費)

第 6 条 部費を一人当たり年間2,500円とし、原則これを財源に運営費用として充てるものとする。

但し年度途中に加入したものは入部後一ヶ月以内に支払うものとする。

(役員)

第 7 条 本団体は、次の役員で構成する。役員の任期は 1 年とし、学園祭後に開催する定例会において改選する。但し、再任を妨げない。各役職の職務及び権限は 7 条の通りである。

- 1) 部長 1 名…本団体を代表し、部員をまとめることと外部との連携を図る。
- 2) 副部長 1 名…部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。
- 3) 書記担当 1 名… 定例会の際に活動内容の記録を行う。
- 4) 会計担当 1 名…会計事務を処理する。

(決議)

第 8 条 本規約の定めのない事項については定例会において出席部員の過半数により決する。

(改廃)

第 9 条 本規約の改廃は、定例総会により決定する。

(強制退会)

第 10 条 削除

(設立年月日)

第 11 条 本部活動の設立年月日は平成 25 年 10 月 20 日とする。

(定例会及び総会)

第 12 条 定例会は週に一回定める日時に行うものとする。定例総会は4月に行うものとし、出席部員の過半数により成立する。

(計画の承認)

第 13 条 本部活動の活動の計画、予算の決算及び決算等の承認については、総会で審議するものとし、出席部員の過半数の同意により承認される。

附 則 この規約は、平成 25 年 10 月 20 日から施行する。

この規約は、令和 3 年 4 月 8 日から一部改定する。

この規約は、令和 6 年 4 月 8 日から一部改定する。